

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他の法令に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、昼間に幼稚園で一時的に預かり必要な保護を行うことについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を昼間に、朝日町立朝日幼稚園設置条例(昭和 41 年朝日町条例第 6 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する幼稚園において、一時的に預かり必要な保護を行う一時預かり(幼稚園型)事業
- (2)児童 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児
- (3)保護者 前号に規定する児童の保護者
- (4)実施幼稚園 第 1 号に規定する事業を実施する幼稚園
- (5)施設等利用給付認定児童 子ども・子育て支援法第 30 条の 5 に規定する施設等利用給付認定を受けた児童
- (6)特定子ども・子育て支援利用料 子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に規定する施設等利用費(家庭での保育が一時的に困難な事由)

第3条 家庭での保育が一時的に困難な事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1)保護者の疾病、出産、冠婚葬祭等、緊急的な事由
  - (2)保護者の労働、職業訓練、就学等、断続的な事由
- (対象児童)

第4条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、実施幼稚園に在籍する児童とする。

(実施幼稚園)

第5条 実施幼稚園は、条例第 1 条に規定する幼稚園とする。

(実施日)

第6条 事業の実施日は、月曜日から金曜日とする。ただし、次に掲げる日は、事業を実施しない。

- (1)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2)12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (3)前2号に掲げるもののほか、その他教育委員会が必要と認めた日

(実施時間)

第7条 事業の利用時間は、幼稚園長が定める降園時間から午後 4 時 30 分までの間とする。

(利用回数)

第8条 事業の利用回数は、月5回を限度とする。ただし、施設等利用給付認定児童については、この限りでない。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする保護者は、2 日前の午前 9 時までには、一時預かり(幼稚園型)事業利用申込書(様式第 1 号)を幼稚園長に提出しなければならない。

(利用料等)

第 10 条 利用料等は、事業を利用した利用料及び事業の実施に係る実費とし、別表に定める額とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護者の利用料は、無料とする。

(利用料等の納付)

第 11 条 事業を利用しようとする保護者は、前条に定める利用料等を利用の申請の際に納付しなければならない。

2 幼稚園長は、利用料等の納付があったとき、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第10条関係)

1日当たりの利用時間	事業を利用した利用料	事業実施に係る実費 (おやつ代)	計
午後2時15分～午後2時45分	250円	100円	350円
午後2時15分～午後3時15分	500円	100円	600円
午後2時15分～午後3時45分	750円	100円	850円
午後2時15分～午後4時15分	1,000円	100円	1,100円
午後2時15分～午後4時30分	1,250円	100円	1,350円

年 月 日

一時預かり（幼稚園型）事業利用申込書

朝日幼稚園長 様

申請保護者 住 所 朝日町 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

一時預かり（幼稚園型）事業の利用について、次のとおり利用料金を添えて申し込めます。

児童名		クラス名	
-----	--	------	--

■ 利用事由（いずれかに○印）

	保護者の労働、就学等のため
	上記以外の理由

■ 利用日時等

日 時	利用時間	利用料金	無償化対象
月 日 ( )	時 分～ 時 分	円	有・無
月 日 ( )	時 分～ 時 分	円	有・無
月 日 ( )	時 分～ 時 分	円	有・無
月 日 ( )	時 分～ 時 分	円	有・無
月 日 ( )	時 分～ 時 分	円	有・無

■ 園児の送迎者

氏名	<input type="checkbox"/> 申請保護者に同じ	続柄	
住所	<input type="checkbox"/> 申請保護者に同じ	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請保護者に同じ